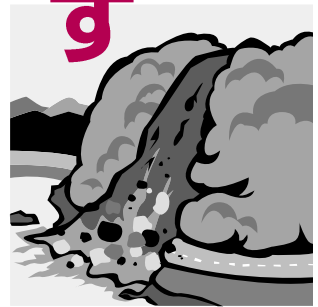


# 土砂災害警戒区域の 指定を進めています



土砂災害から住民の生命を守るため、平成13年4月、土砂災害防止法が施行されました。

この法律にもとづき、行政は、土砂災害が発生するおそ

れがある区域を明らかにし、警戒避難体制を整備したり、危険な区域に建物を建てることを制限したりします。

佐伯市内でも、大分県が、土砂災害の可能性があると思われる地域の調査と指定を進めています。そして今回、表のとおり16か所が警戒区域に指定されました。

警戒区域には、土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域とがあります。特に土砂災害特別警戒区域では、開発の規制や建物の構造規制などが行われます。

指定区域の図面は、大分県佐伯土木事務所と市役所防災課（本庁2階）にあり、どこでも見ることが出来ます。

なお、大分県は、引き続き土砂災害の警戒区域の調査を進めています。

▽問い合わせ：市役所防災課  
④ 4567

## 〈土砂災害による警戒区域〉

指定区域の名称	属する地域	想定される土砂災害の種類
高畑川2	高畑区の一部周辺	土石流
高畑川	高畑区・寺田区の一部	土石流
平川	王子丸区・高畑区の一部	土石流
平川2	平区の一部	土石流
中の原川	王子丸区・平区・百谷区の一部	土石流
王子丸川	王子丸区・平区・百谷区の一部	土石流
小野川	大野西区須留木の一部	土石流
天神面川	大野東区大野の一部	土石流
畑口川	大中尾区の一部	土石流
王子丸区2	王子丸区・高畑区の一部	急傾斜地の崩壊
平区2	平区の一部周辺	急傾斜地の崩壊
王子丸区1	王子丸区・平区の一部	急傾斜地の崩壊
平区1	平区の一部	急傾斜地の崩壊
小福良区5号	小福良区の一部	急傾斜地の崩壊
小福良区4号	小福良区の一部	急傾斜地の崩壊
脇区2号	脇区の一部	急傾斜地の崩壊

※指定区域の図面は、大分県佐伯土木事務所、佐伯市役所防災課に備え置いており、どなたでもご覧になれます。

## 市上水道の「心臓部」 上岡第一浄水場が 完成しました



上岡第1浄水場ポンプ棟

上岡第一浄水場（上岡区）が完成し、3月27日に現地落成式がありました。

この浄水場は、佐伯市水道事業（旧佐伯市エリア）の約7割の水を浄水し、各配水池に送水します。水道事業の心臓部とも言える施設です。昭和43年に建てられた浄水場施設の老朽化に伴い、改築工事を行ったもので、平成15年度に着手し、18年3月に完成しました。

ポンプ棟の建物は鉄筋コンクリート2階建てで、耐震構

造としており、1階がポンプ室、2階に管理室等があります。また、浄水池、送水ポンプを2系統とするなど、災害に強い施設となっています。総配水量は、年間約880万立方メートルで、約2万1,300戸、4万9,000人に給水します。総事業費は、約7億7,000万円です。

落成式には、主催者である地元関係者のほか、市長、議長はじめ市と市議会の関係者、施工業者などが出席し、施設の完成を祝いました。